

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、奈良県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会派及び議員の責務）</p> <p>第一条の二 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。</p> <p>（議長 の責務）</p> <p>第一条の三 奈良県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（政務活動費の交付対象）</p> <p>第三条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>（議員に係る政務活動費）</p> <p>第五条 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、奈良県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（政務活動費の交付対象）</p> <p>第三条 政務活動費は、会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>（議員に係る政務活動費）</p> <p>第五条 略</p>

改正案

現行

2 略

2 略

3 政務活動費の交付を辞退しようとする議員は、あらかじめ、書面によりその旨を議長に届け出なければならない。

(会派等の通知)

(会派等の通知)

第七条 略

第七条 略

2 議長は、四月二日以後年度の末日までの間において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたとき若しくは第五条第三項の規定により議員から政務活動費の交付を辞退する旨の届けがあったときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

2 議長は、四月二日以後年度の末日までの間において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(収支報告書等)

(収支報告書等)

第十条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、使途の透明性を図り、住民に説明する責任を果たすため、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し（以下「領収書等」という。）を添付して、年度終了の日の翌日から起算して三十日以内に、議長に提出しなければならない。

第十条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により、年度終了の日の翌日から起算して三十日以内に、領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払証明書）及び議長が別に定める書類（以下「領収書等」と総称する。）を添えて、議長に提出しなければならない。

2 及び 3 略

2 及び 3 略

(収支報告書等の保存及び閲覧)

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第十二条 第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十二条 第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し収支報告書等の写しの

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書及び

改正案

閲覧を請求することができる。

- 3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等の写しに記載されている情報のうち、奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第七条各号に掲げる情報を除き、閲覧に供するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、議長は、収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。

（議長の調査等）

- 第十三条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

- 2 議長は、前項の調査を行うため、議長が指名する三名以内の学識経験を有する者をもって構成する奈良県議会政務活動費第三者機関（以下「第三者機関」という。）を置く。
- 3 議長は、収支報告書等に関し、第三者機関に必要な調査等を行わせることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

（議長の勧告及び命令）

- 第十三条の二 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派又は議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は、当該会派又は議員に対し、

現行

領収書等（奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第七条に規定する不開示情報が記載された部分を除く。）の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

- 第十三条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

改正案

現行

相当の期間を定めて収支報告書の内容を是正すべきことを命じることができる。

3 | 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第三者機関の意見を聴くとともに、当該命令を行おうとする会派又は議員に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

4 | 議長は、第二項の規定による命令を行ったときは、当該命令の内容を公表するものとする。